

福島市告示第30号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下、「形質変更時要届出区域」という。)として、次のとおり指定する。

令和8年2月10日

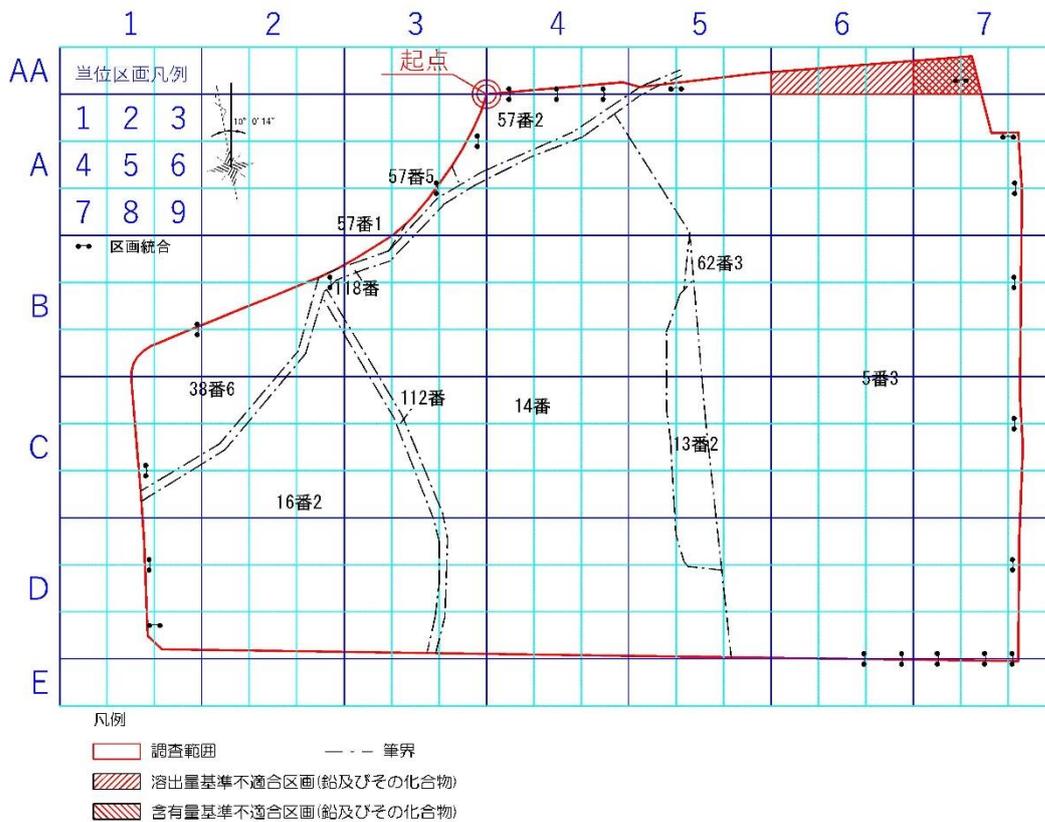
福島市長 馬場 雄基

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図基準不適合区画のとおり(福島市松川町字後原5番3の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
  
(1)鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
  
(1)鉛及びその化合物

# 形質変更時要届出区域として指定する区域

## 【起点】

起点は、福島市松川町字後原57番2の最北端とする。



## 【格子の回転角度 (10° 0' 14")】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。